

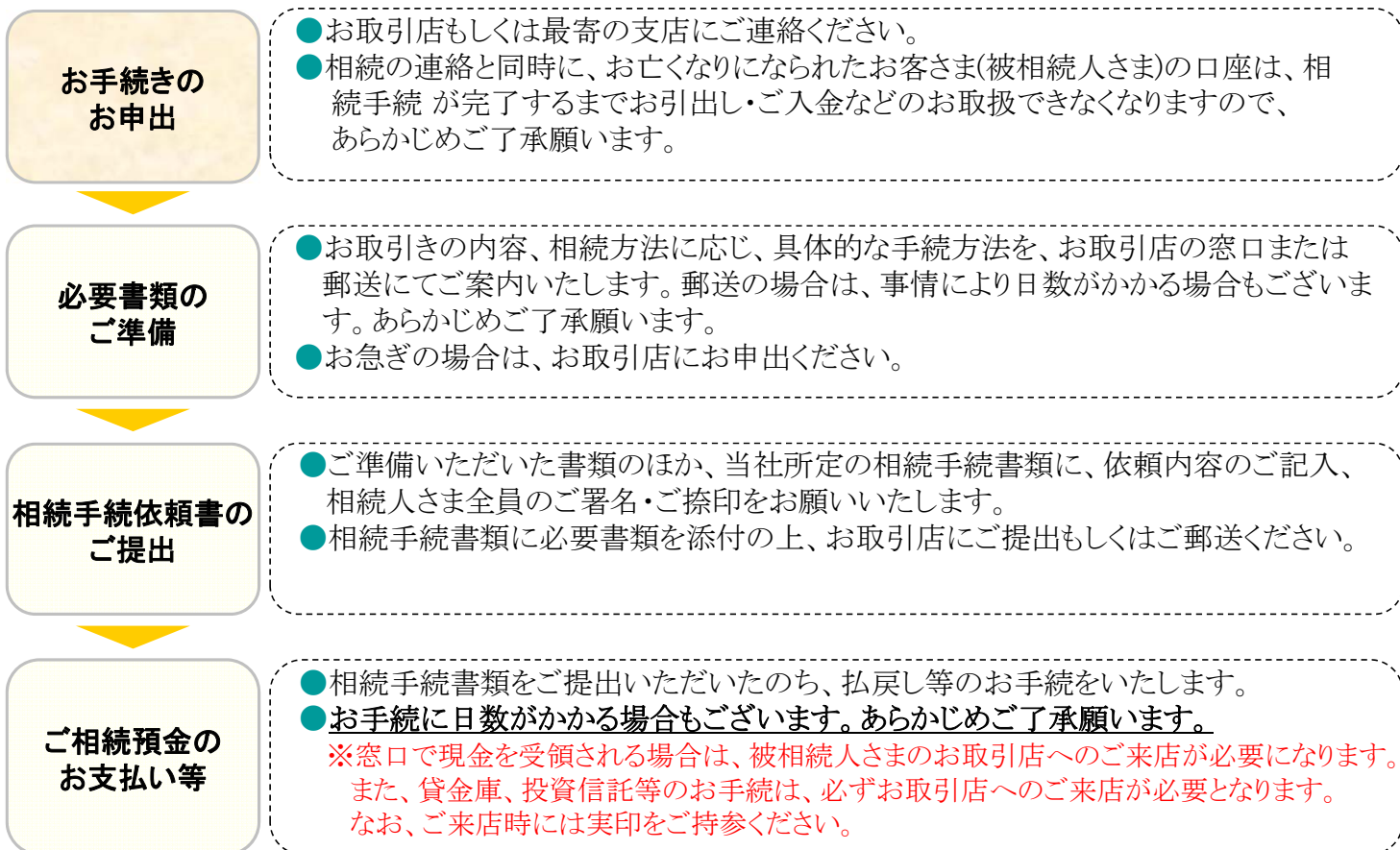
相続手続きのご案内

このたびは誠にご愁傷さまです。謹んでお悔やみ申し上げます。

この冊子は、弊社にお取引いただいた方がお亡くなりになり、そのご預金をご相続人さまにお支払するための
 手続きについてご説明しております。

また、ご預金以外の相続の手続きまたはご不明な点については、お取引店にお問合せください。

》 お手続きのながれ



》はじめに(ご留意いただきたい事項)

相続の連絡と同時に、お亡くなりになられたお客さま(被相続人さま)の口座は、以下のようにお取り扱いさせていただきます。

お取引内容	お取り扱い方法
お引出し	●お取り扱いできません。
お預入れ	●お取り扱いできません。
お振込みの受取	●先方の銀行に連絡のうえ、振込依頼人さまの指示によりお取扱いいたします。 ●家賃等の受取予定がある場合は、振込指定口座の変更を早めに行ってください。
口座振替のご契約	●お引落し(お支払い)できなくなります。 ●公共料金等の口座振替中の諸代金については、別途お支払いいただくこととなりますので、お早めにお引落口座の変更手続きを行ってください。
貸金庫の開庫	●お取り扱いできません。

相続人の範囲

相続のお手続のためには、被相続人さま(亡くなられた方)を中心とした相続人さまの関係を確認する必要があります。下記を参考に相続人さまの关系をご確認ください。

【相続人の範囲】

- ①配偶者・・・常に相続人になります
- ②下記の方が配偶者と共に相続人になります

●第1順位・・・子

子が死亡している場合は孫が代襲相続人となります

↓ 第1順位の相続人がいない場合

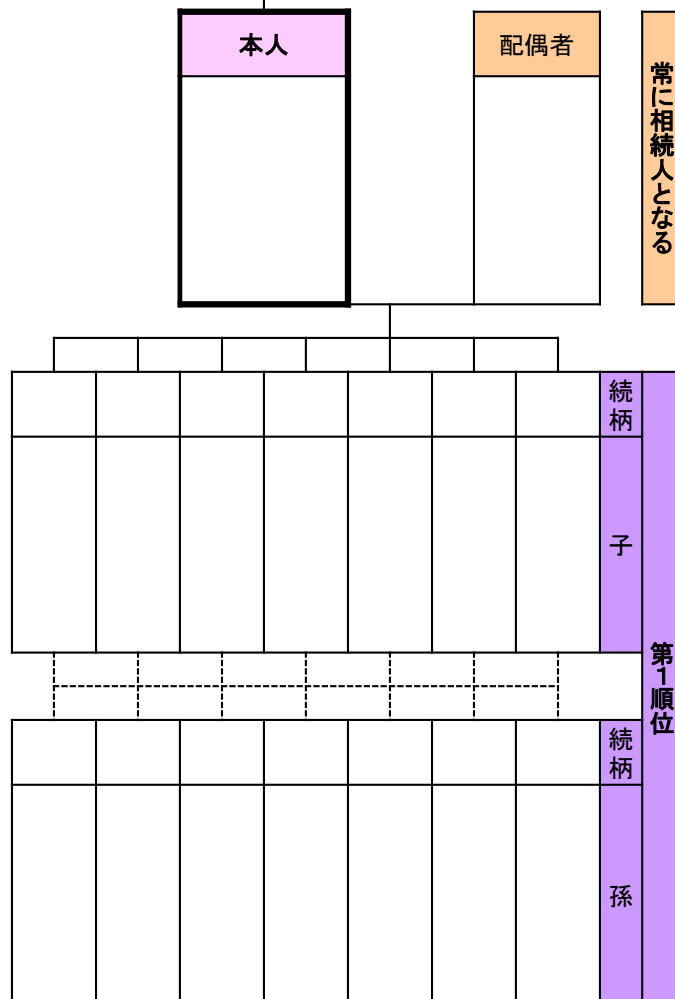
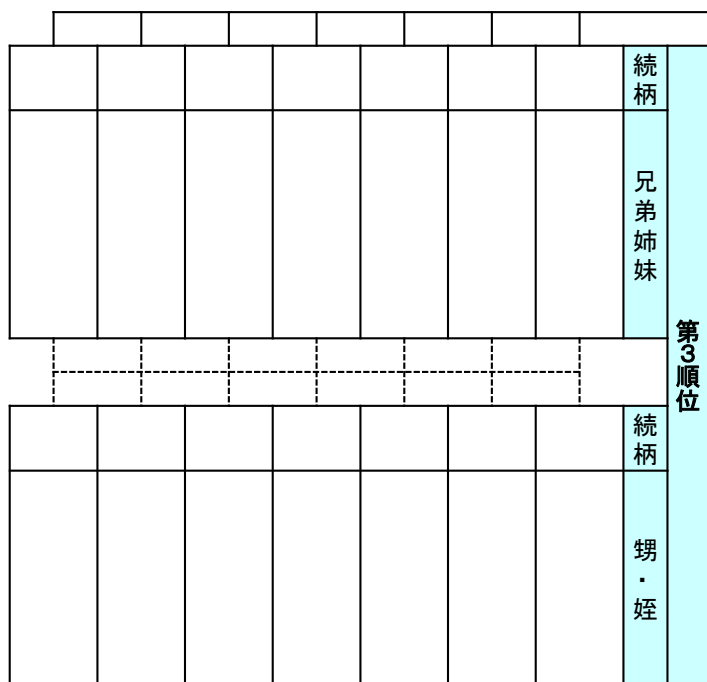
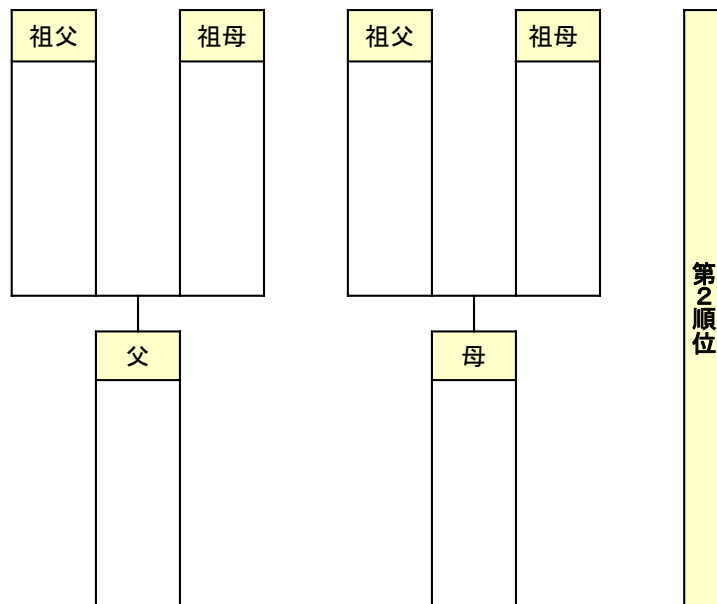
●第2順位・・・父母

父母が死亡している場合で祖父母が存命であれば祖父母が代襲相続人となります

↓ 第1順位、第2順位の相続人がいない場合

●第3順位・・・兄弟姉妹

兄弟姉妹が死亡している場合は甥姪が代襲相続人となります



▶ご相続方法と必要書類

ご相続方法により、ご用意いただく書類が異なります。主なケースは以下のとおりです。

ご相続方法		ご用意いただくもの
●遺産分割協議書、遺言がいずれもない場合		下記、区分「A」の書類をご用意ください。
●遺産分割協議書により相続される場合		下記、区分「B」の書類をご用意ください。
●遺言により相続される場合 ※	遺言執行者の指定あり	下記、区分「C」の書類をご用意ください。
	遺言執行者の指定なし	下記、区分「D」の書類をご用意ください。

●必要書類について

- 遺言相続については、一般的に必要な書類等をご案内させていただいております。
遺言の内容によりご用意いただくものが相違する場合がありますので、お手数ですがお取引店にお問い合わせください。
- 裁判所の調停調書謄本または審判書謄本がある場合には、お取引店にお問い合わせ下さい。

※正本または謄本の原本をご用意ください。

正本または謄本の原本のご返却をご要望の場合は、お申出ください。

区分				ご用意いただくもの	補足説明	入手先	確認
A	B	C	D				
○	○	○	○	相続手続依頼書	別添の記入見本をご参照ください	当社から交付	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	ご相続預金の通帳・証書 貸金庫の鍵・利用カード など	紛失されている場合は窓口までお申出ください	お客さま	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	ご実印	ご預金の払戻金の店頭受領、貸金庫のお手続きの場合にご持参ください	お客さま	<input type="checkbox"/>
○	○	△	△	亡くなられた方の戸籍謄本 (または全部事項証明書)	4ページ「戸籍謄本について」をご確認ください	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○	○	△	△	相続人さま全員の戸籍謄本 (または全部事項証明書)	4ページ「戸籍謄本について」をご確認ください	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○	○	△	△	相続人さまの印鑑登録証明書	相続人さま全員のもの (発行後、6ヶ月以内のもの)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	遺産分割協議書	法定相続人全員のご署名・ご捺印(ご実印)があるもの	お客さま	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	遺言書	自筆証書遺言、公正証書遺言	お客さま	<input type="checkbox"/>
○	○	△	△	検認済証明書 (または検認調書)	自筆証書遺言の場合	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>
○	○	△	△	遺言執行者の選任審判書謄本	家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	亡くなられた方の戸籍謄本 (または全部事項証明書)	亡くなったことが確認できるもの	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○	○	△	△	遺言執行者の印鑑登録証明書	遺言執行者の指定がある場合 (発行後、6ヶ月以内のもの)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○	○	○	△	受遺者の印鑑登録証明書	(発行後、6ヶ月以内のもの)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>

※ご提出いただいた戸籍謄本が発行日から著しく経過している場合は、再度の取得をお願いすることがあります。

※ご相続の対象となるご預金のお取引内容によっては、上記説明と異なる場合もございますので、お取引店にお問い合わせください。

戸籍謄本について

●被相続人さま(亡くなられた方)の戸籍謄本について

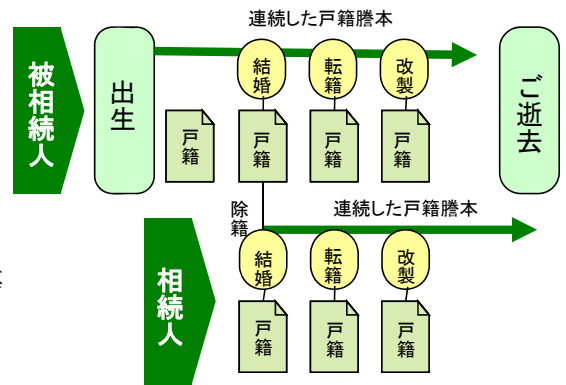
相続人さまを確認するために、被相続人さま(亡くなられた方)のお生まれになった時からお亡くなりになった時までの連続した戸籍謄本が必要になります。

●相続人さまの戸籍謄本について

- ・被相続人さま(亡くなられた方)の戸籍からご結婚や養子縁組等により除籍・転籍等されている場合は、除籍・転籍から現在の戸籍までの連続した戸籍謄本が必要となります。(※)
- ・兄弟姉妹の方が相続人さまの場合は、被相続人さまのご両親さまのお生まれになった時からお亡くなりになった時までの戸籍謄本が必要となります。

※下記に該当する場合は不要です。

- ・被相続人さま(亡くなられた方)と同一の戸籍にいる方
- ・被相続人さまの戸籍から除籍されたが現在の姓が被相続人さまの戸籍から確認できる方



【原戸籍・改製原戸籍】

本籍地を変更された時・結婚や養子縁組のために、別戸籍に編入された時・法律により戸籍簿が改製された時は、「戸籍簿」が切替わりますので、前・後の戸籍謄本が必要となります。

印鑑登録証明書について

発行後6ヶ月以内の印鑑登録証明書をご準備ください。

- ・海外に居住されている方は、印鑑証明に代えて大使館・領事館などで発行する「サイン証明書」が必要になります。

相続手続依頼書について

相続手続依頼書のご記入については別添の「相続手続依頼書」記入見本をご参考のうえ、ご記入ください。

- 相続手続依頼書は、相続人さま全員が各自直筆で署名し、ご実印を押印してください。
- お名前をご記入いただく際は、印鑑証明書と同一の字体でご記入をお願いします。

≫残高証明発行のお手続き

残高証明書の発行が必要な場合は、必要書類をご用意のうえお取引店にお申し出ください。

必要書類 (ご用意いただく書類)	<ul style="list-style-type: none"> ●被相続人(亡くなられた方)がお亡くなりになられたことが確認できる書類 ●相続人、遺言執行者、相続財産管理人であることがわかる書類 ●上記の手続をされる方の印鑑登録証明書(発行後6ヶ月以内のもの)
発行手数料	●所定の発行手数料がかかります。

※発行まで日数をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

≫ご注意

埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行のご預金については、お取扱方法が異なる場合がございます。くわしくは埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行のお取引店にお問合せください。

お問合せ先

ご不明な点についてはお取引店の窓口にお問合せください。